

第2回定例会議事日程（第6号）

- 第 1 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第32号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 陳情第4号 県知事と市長に対して、川内原発再稼働の前に、「3歳未満の乳幼児に対する安定ヨウ素剤の実効性のある（放射性ヨウ素を摂取する前の）服用計画」の策定と、安定ヨウ素剤の30キロ圏での事前配布の実施を求める意見書の採択を求める陳情
- 第 4 陳情第6号 川内原発の再稼働前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情
- 第 5 陳情第7号 川内原発の再稼働前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画の実効性を確認できる住民も参加する避難訓練の実施を求める陳情
- 第 6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第33号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 介特予算議案第2号 平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書採択の要請についての請願
- 第12 議案第34号 海瀬橋上部工工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第35号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第36号 いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 国宿特予算議案第2号 平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第16 予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第17 意見書案第2号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の可決を求める意見書の提出について
- 追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書の提出について
- 第18 閉会中の継続審査について
- 第19 閉会中の継続調査について
- 第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	満菌健士郎君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	臼井喜宣君
教	長	有村孝君	市来支所長	下迫田久男君
総務課	長	中屋謙治君	消防長	原菌照明君
政	長	田中和幸君		

平成27年7月3日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった5月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第16

議案第28号～予算議案第3号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第28号から日程第16、予算議案第3号までを一括して議題といたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案1件、陳情4件、継続審査となっております。陳情1件の計8件であります。

去る6月24日委員会を開催し、陳情2件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号専決処分承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、急を要したため専決処分されたものであります。

説明によりますと、主な内容は、軽自動車税において平成27年度から引き上げることとしていた原動機付自転車及び2輪車の税率の引き上げを1年延期して、平成28年度から実施するものであります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第32号市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、1点目は個人住民税関係として、ふるさと納税に係る寄附金特例控除の上限を所得割の1割から2割への拡充と、確定申告をしなくても控除が受けられるワンストップ特例制度を創設するものであります。そのほか、住宅ローン控除の対象期間を1年半延長するものであります。

2点目は、軽自動車税のグリーン化特例の導入であります。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪車等の新車の税率を、平成28年度に限り、燃費性能に応じて75%から25%軽減しようとするものであります。

3点目は、市たばこ税の特例税率の廃止であります。旧3級品に係る特例税率を平成28年度から段階的に縮減して、平成31年度以降に廃止しようとするものであります。

4点目は、固定資産税関係として、特定空家に係る土地として勧告された場合、その土地を住宅用地特例の対象から除外するものであります。

審査の中で、特定空家とする認定条件と審査期間について質したところ、特定空家とする条件は、一つ目が、そのまま放置すれば倒壊等もしくは保安上危険となる恐れのある状態。二つ目が、著しく衛生上有害となる恐れのある状態。三つ目は、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。四つ目が、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の四つの条件がある。また、審査機関は、市役所内で組織する建築技師などを含めた委員会を設置するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,076万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ153億3,426万5,000円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず歳入の主なるものについて申し上げます。

16款寄附金2,000万円は、ふるさと納税寄附金の計上であります。18款繰越金3,169万2,000円は、今回の補正の所要財源として追加計上するものであります。19款諸収入は、コミュニティ事業助成金250万円であります。20款市債は、土木費740万円の追加であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費の1項1目一般管理費841万円は、行政嘱託員配置数15名減に伴う行政嘱託員報酬259万円の減額及びふるさと納税推進事業1,100万円の計上であります。

説明によりますと、ふるさと納税推進事業として今年度からふるさと納税を活用し、本市特産品のPRや産業振興を図るため、インターネット専門サイト「ふるさとチョイス」を利用し、本市の魅力ある多くの特産品をそろえ、返礼品の充実などを図るものであります。

審査の中で、ふるさと納税の返礼品の充実を図る手段について質したところ、ふるさと特産品として、現在、15店舗から45品目の申し込みを得ている。7月から説明会を開催し、事業者に積極的に働きかけ、行政と事業所がタイアップして魅力ある返礼品をつくり上げていく、との答弁であります。

委員の中から、純粋なふるさと納税制度と捉えると、返礼品だけにヒートアップすることには疑問があるとの意見が述べられたのであります。

財産管理費2,000万円は、ふるさと納税制度で寄附された平成27年度の寄附金を平成28年度の事業に活用するため、ふるさと寄附金基金に積み立てようとするものであります。

国際交流事業費40万円は、薩摩藩英国留学生派遣150周年記念英国派遣事業負担金の追加計上であります。共生協働推進費274万6,000円は、迫自治公民館の改修に係る自治公民館建設整備事業補助金24万6,000円の計上と、生福地区まちづくり協議会の夏祭り用やぐらステージ及び提灯の購入に対するコミ

ュニティ事業助成金250万円の計上であります。

審査の中で、コミュニティ助成事業を活用して購入した備品の所有権はどこになるのか質したところ、所有権は購入したまちづくり協議会になるとの答弁であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。公的賃貸住宅整備事業債の地方債について740万円を追加し、起債の借入限度額を20億3,585万9,000円としようとするものであります。

委員の中から、市債について、市内に空家が多い中、公的賃貸住宅の整備は内容的な問題も含め検討する必要があるとの反対討論が述べられたのであります。

本案は、付託分について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、陳情第6号、7号についての審査結果を御報告いたします。陳情審査に先立ち、陳情第4号について審査前に参考人の意見聴取を行ったところであります。

まず、陳情第4号県知事と市長に対して、川内原発再稼働前に、「3歳未満の乳幼児に対する安定ヨウ素剤の実効性のある服用計画」の策定と、安定ヨウ素剤の30キロ圏での事前配布の実施を求める意見書の採択を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134、避難計画を考える緊急署名の会、共同代表高木章次氏ほか1名から提出されたもので、その趣旨は、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素が体内に摂取される前に予防服用が必要であることから、原発再稼働前に3歳未満の乳幼児に対する安定ヨウ素剤の実効性のある服用計画の策定と、安定ヨウ素剤を30キロ圏での事前配布の実施と服用配布に当たっての住民説明が必要であるというものであります。

審査の中では、住民に安定ヨウ素剤を事前配布するには、配布計画等を策定して取り扱いに十分注意する必要がある、原発再稼働前に実施することは現実的に困難である。しかし、安定ヨウ素剤の必要性と住民への服用等に関する説明の実施についての願意は理解できることから、趣旨採択として意見書を提出しないという意見や、ヨウ素剤を服用すること

により副作用が考えられることから、事前に各家庭に配布することは難しいのではないかという意見が述べられ、陳情第4号については、採決の結果、全会一致で趣旨採択とし、意見書提出は見送るべきものと決しました。

次に、陳情第6号川内原発の再稼働を前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134、川内原発30キロ圏住民ネットワークいちき串木野避難計画を考える緊急署名の会、共同代表高木章次氏ほか1名から提出されたもので、その趣旨は、原発再稼働を前に県と30キロ圏自治体共催による避難計画の説明会を求めるというものであります。

審査の中では、避難訓練の説明会を開催することは賛成するが、原発再稼働前に県と自治体共催による説明会を開催することは無理があるという意見や、市民は避難先など十分な説明が得られずに不安を抱いていることから、再稼働前に説明会を開催すべきであるという意見が述べられ、陳情第6号については、採決の結果、賛成多数で趣旨採択し、意見書提出は見送るべきものと決しました。

次に、陳情第7号川内原発の再稼働前に県と30キロ圏の自治体共催による避難計画の実効性を確認できる住民も参加する避難訓練の実施を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134、川内原発30キロ圏住民ネットワークいちき串木野避難計画を考える緊急署名の会、共同代表高木章次氏ほか1名から提出されたもので、その趣旨は、原発再稼働の前に県と30キロ圏自治体共催による避難計画が確認できる避難訓練の実施を求めるというものであります。

審査の中では、避難訓練は健常者だけで実施するのではなく、体が不自由な方も参加させるべきであるという意見や、再稼働前に避難訓練を実施するというのは現実的に難しい部分がある。しかし、本議会は昨年6月に市民の生命を守る実効性のある避難計画を求める意見書を県知事に提出しており、そのことを踏まえると、趣旨採択して意見書は提出しないという意見が述べられ、陳情第7号については、

採決の結果、賛成多数で趣旨採択とし、意見書は見送るべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件について、陳情2件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第3号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留いたしますので、御了承願います。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第32号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第4号県知事と市長に対して、川内原発再稼働の前に、「3歳未満の乳幼児に対する安定ヨウ素剤の実効性のある服用計画」の策定と、安定

ヨウ素剤の30キロ圏での事前配布の実施を求める意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） しばらくお待ちください。起立多数であります。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、陳情第6号川内原発の再稼働前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、陳情第7号川内原発の再稼働前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画の実効性を確認できる住民も参加する避難訓練の実施を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私も教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案2件及び請願1件の計7件であります。

去る6月25日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分した主な内容は、平成27年度以降の国民健康保険税の課税限度額の見直しと低所得世帯に対する軽減の拡充を図るための軽減判定所得基準の見直しであります。

説明によりますと、1点目の課税限度額の見直しでは、基礎課税額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等は16万円から17万円に、介護納付金を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるもので、これらに係る影響額としましては、基礎課税額が40世帯

で39万7,000円、後期高齢者支援金等が19世帯で18万6,000円、介護納付金が14世帯で21万2,000円、合計で73世帯の79万5,000円を見込んでいるとのことです。

2点目の低所得世帯に対する軽減判定基準の見直しは、低所得世帯に対する軽減の拡充を図るもので、新たに2割軽減を受ける世帯が56世帯、2割から5割軽減になる世帯が60世帯、合計で116世帯、220万円の減を見込んでいるとのことです。なお、改正による歳入への影響額については国と県から補填がなされるとのことです。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第30号及び議案第31号専決処分の承認を求めることについてです。

本案は、平成27年第1回いちき串木野市議会定例会において議決を受けた議案に不備があり、工事請負契約を変更するに際し、急を要したため専決処分されたものであります。

説明によりますと、平成27年第1回いちき串木野市議会定例会における議案において、工期の始期を誤って平成26年9月30日からと表記していたが、実際には平成26年12月25日からが正しいため、専決により訂正したとのことです。

審査の中で、臨時議会を開催せず専決処分とした理由について質したところ、今回の誤りが判明したのは平成27年第1回いちき串木野市議会定例会の議決日の平成27年3月27日以降であり、年度末の3月31日までに最終処分場に関する変更契約を締結するためには、臨時に議会を開催することは困難と判断した。併せて、この事業は平成26年度から29年度までの4カ年の継続事業としての国庫補助事業であり、場合によっては補助金等の返納も危惧されることから早急に対処する必要が生じたため、専決処分したとの答弁であります。

委員の中から、このような案件を専決処分する際には議会への報告を迅速に対応すること、また、事務処理ミスに対する再発防止策についても適切に講じるよう意見が述べられたのであります。

議案第30号及び議案第31号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第33号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月10日に公布・施行されたことに伴い、第1号被保険者についての介護保険料第1段階の保険料率を改正しようとするものであります。なお、今回の改正は国が消費税率を5%から8%に引き上げたことに伴う低所得者対策として実施するもので、平成27年度から平成28年度までの2カ年間の措置とのことです。

説明によりますと、第1号被保険者についての保険料減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料額は、現行の3万5,900円から3万2,300円に、年額で3,600円減額になるとのことです。なお、改正による歳入への影響額については国、県、市から補填がなされるとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてです。

まず、歳入であります。

13款国庫支出金の民生費国庫負担金及び14款県支出金の民生費県負担金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金であります。

次に、歳出であります。

3款民生費の介護保険特別会計財政対策費は、介護保険低所得者保険料軽減繰出金が主なるものであります。

10款教育費は、語学指導外国青年招致事業費で、外国語指導助手A L Tの交代に要する経費であります。

審査の中で、外国語指導助手A L Tの配置、契約期間等について質したところ、A L Tの配置については薩摩藩英国留学生記念会や黎明祭など、これまでイギリスとの交流が深いこと、さらには本場イギリスの英語のほうの子供たちのためにもよいのではないかとイギリスから配置を希望してい

る。現在のALTは、8月2日にイギリスに帰国、新たに来られる方もイギリスから女性の方が来られる予定とのことで、契約期間は平成27年8月3日から平成28年8月2日までの1年間とのことであります。

予算議案第3号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,166万5,000円とするものであります。

補正の主なる内容としては、歳入において、介護保険料が平成27年4月からの第1段階保険料について、保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に軽減されたことにより、第1段階の保険料額が年額3万5,900円から3万2,300円に3,600円減額されるもので、対象者数を約2,019人と見込んでいるとのことであります。また、介護保険料が減額になり、歳入減が見込まれることから、低所得者保険料軽減繰入金計上されております。

歳出においては、1款総務費は、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費の予算組替えによる増であります。

3款地域支援事業費の介護予防生活支援のサービス事業費は、転倒予防教室の事業費の組替えによる減で、当初、対象者を要支援1、2の方など体力低下が見られる虚弱な方を対象としていたものを、ころばん体操教室と同様に、65歳以上であればどなたでも参加できる一般介護予防事業として実施するとしたため、組替えするとのことであります。介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防生活支援サービス事業に対する組替えに伴うケアプラン作成に係る介護支援専門員の報酬の増が主なるものであります。一般介護予防事業費は、ころばん体操教室の40カ所の増に対する運営費用の増、公民館等での高齢者交流サロン推進事業に対する補助金の計上が主なるものであります。

審査の中で、高齢者元気度アップポイント事業における団体及び個人ポイントの付与の仕方について改善が必要ではないかと質したところ、高齢者元気度アップポイント事業については個人と団体の2種類のポイントがあり、個人ポイントの場合、ころばん体操教室では5回までは参加者全員にポイントがつくが、6回目以降はつかなかったりと、参加者の方々からすると少しわかりにくい部分があることから、将来的には、県の補助がなくなり市の単独事業となった段階で検討をしたいとの答弁であります。

委員から、ころばん体操教室を多くの公民館で開催されることはとても嬉しいことであり、多くの市民の皆さんが参加し、成果が上がっていくことを期待する旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書採択の要請についての請願についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、石神齊也氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、我が国はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加し、日本語指導を必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、いじめや不登校などの課題もあります。教育の機会均等、学びの保障の観点から、35人以下学級の推進を含む計画的な教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるとあります。併せて、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、奨学金制度の拡充や複式学級への予算拡充、さらには財務省が求める教職員削減案に反対し、少人数指導の充実などを求める意見書の提出を要請されたものであります。

審査の中で、本市の学校適正化委員会の答申では、小学校1学級の児童生徒数は15人から20人が適当であると示している。しかし、国が示した学校設置基準の見直しによると、本市の小学校9校中6校、中学校5校中2校が統廃合の対象になる。地域にとつ

て、子供たちにとって、学校がなくなることは大変なことであり、断固として反対しなければならないとの請願趣旨に賛同する旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第33号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書採択の要請についての請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長平石耕二君登壇〕

○産業建設委員長（平石耕二君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案2件の計5件であります。

去る6月26日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第34号海瀬橋上部工工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、海瀬橋上部工工事請負契約のインフレスライド条項に基づき、賃金等の増額分を変更するため、工事請負変更契約を締結するものであります。

説明によりますと、本年2月から本県で労務単価が平均3.7%上昇している。今回の工事について、残事業に係る増額分は430万円であり、そのうち240万円を市が負担し、190万円を受注者が負担することになるとのことです。

審査の中で、スライド条項が適用されるのは価格変動が通常合理的な範囲を超える場合であるが、今回はその範囲を超えているのかと質したところ、この条項は残工事が2カ月以上で、かつ、残工事について1%を超える金額の上昇があれば適用されるものである。今回は残工事が2カ月以上で、金額の上昇が3.7%であるため、適用されるとの答弁であり

ます。

また、デフレになった場合の取り扱いについて質したところ、今回はインフレであるが、デフレとなると物価が下がることになり、減額の変更契約について受注者と協議することになるとの答弁であります。

本案は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が変更されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、法律の名称について、野生生物の保護だけでなく、生息数を適正規模に減少させる管理を法の目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律と変更されたものである。なお、手数料条例の内容について変更はないとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、半島振興法の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税に係る対象業種に農林水産物等販売業と情報サービス業等を追加するほか、条文を整備するものであります。

審査の中で、これまでこの条例により固定資産税の不均一課税の適用を受けた事業者数について質したところ、平成17年度から現在までで14業者が適用を受けているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、事業費決定に伴う農地中間管理事業委託経費114万3,000円の追加であります。審査の中で、農地中間管理事業の進捗状況等について質したところ、本年度は川南地区のほ場整備地区について事業の導入を検討して

いるところであり、他地区を含め、年間目標を100ヘクタールとしているとの答弁であります。

6目畜産業費は、本市の畜産経営者がたい肥舎の整備計画を持っていることから、計画策定を推進するための資源リサイクル畜産環境整備事業費10万円の計上、7目農業施設維持費は、川畑地区の井堰用水路改修に係る農業基盤整備促進事業費400万円の計上であります。

審査の中で、今回の用水路以外にも老朽化した用水路があるのではないかと質したところ、市全体で何割の用水路が漏水しているか把握していないが、原則として、地元が用水路を点検して、地元で補修できるものは地元で対応し、大規模な修繕が必要な場合は市で対応しているとの答弁であります。

9目土地改良事業費は、事業費決定に伴う多面的機能支払推進交付金事業費42万8,000円の追加であります。

3項3目漁港管理費は、旧串木野港灯台を保存するためのひび補修、塗装や案内板設置等の改修に係る工事費600万円、及び市来漁港外港の堆砂除去を行うための工事費1,000万円の計上であります。

審査の中で、市来漁港外港の堆砂については2年前に除去したばかりであり、抜本的な対策を講じなければ、短期間のうちにまた浚渫が必要になるのではないかと質したところ、専門機関のシミュレーションにより、港側の離岸堤と港の防波堤をつなぎ、沿岸流を遮断することが効果的であると考えられることから、今後、国の補助事業を活用して、保全計画を策定し、抜本的な事業の導入を検討していきたいとの答弁であります。

次に、7款商工費1項3目観光費は、国民宿舎特別会計繰出金170万円の追加であります。

次に、8款土木費6項2目住宅建設費は、羽島地区の矢倉団地に地域振興住宅（仮称）を整備するための用地費748万4,000円の計上であります。

審査の中で、地域振興住宅（仮称）に係る設置条例を制定する前になぜ用地を確保する必要があるのかと質したところ、まずは土地開発公社の保有地を購入し、市有地として確保したいと考えている。現在、設置条例については検討を進めている段階であ

り、建物の購入費用とあわせて、今後、議会に提案していきたいとの答弁であります。

予算議案第3号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、串木野さのさ荘の男女浴室天井及び浴場用熱交換器取りかえに伴う修繕料170万円を追加し、一般会計からの繰入金を同額増額しようとするものであります。

委員の中から、浴室の換気扇が故障しているほか、機械室なども整備されていない状況にあることから、指定管理者に対して適切な管理をするよう指導すべきである旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第34号海瀬橋上部工工事請負変更契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第35号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第3号について、討論・採決に入ります。

予算議案第3号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する3常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 意見書案第2号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程17、意見書案第2号安全保障関連2法案の可決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

原口政敏議員の趣旨説明を求めます。

〔15番原口政敏君登壇〕

○15番（原口政敏君） 安全保障2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の可決を求める意見書。

安全保障関連2法案は、国民の命と平和を守る大切な法案である。平時から有事に至るまで、すき間のない法制を整備することによって抑止力を高め、戦争を未然に防ぐことができます。戦争に巻き込まれることも、徴兵制も決してありません。二度と戦争を起こさないこと、そして、日本国民の命と平和な暮らしを守ること、これらは、最も重要な政治の責任であります。

最近の日本を取り巻く情勢は、残念ながら決して安全だと言えなくなってまいりました。私たち日本の安全を守っていくためには、まずアメリカ合衆国との同盟関係を強化しながら、周辺諸国だけでなく、世界中の友好国との信頼関係を深めることが重要であります。

その上で、万が一の事態、例えば周辺国からミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして、世界で危機に巻き込まれた日本人

の救出など、平時から有事に至るまで、すき間のない法制を整備しなければなりません。

また、憲法の制約はございますので、武力は自国の防衛のためにのみ使われるという限界を示すと同時に、専ら他国の防衛のためには武力を使わないと明確にすることも必要であります。

いつ起こるかわからない自然災害と異なり、戦争は未然に防ぐことができます。日本を取り巻く安全保障の環境が大きく変化する中で、さまざまな法律を点検して、すき間を防ぎ、抑止力をさらに高め、戦争を防ぐこと、これが今回の平和安全法制の目的であります。

また、戦後70年の節目の今年は、平和国家としての日本の歩みを進めるときでございます。よって、いちき串木野市議会は、安全保障関連2法案を可決するよう強く要請をいたします。

この法案は、国家と国民のための大切な法案でございます。ひいては、私たちの子供、孫を守る重要な法案でございますので、御理解を賜り、御賛同をいただきますことを心からお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

意見書案第2号安全保障関連2法案の可決を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、意見書第2号安全保障関連2法案（国際平和と支援法案、平和安全法制整備法案）の可決を求める意見書

案に対して反対する立場から討論を行います。

5月14日、安倍政権は安全保障関連2法案、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案を閣議決定し、15日に国会に提出、現在、国会で審議をされています。

本日提案されている意見書案には、この2法案は国民の命と平和を守る大切な法案である。平時から有事に至るまで、すき間のない法則を整備することによって、抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができ、戦争に巻き込まれることも徴兵制も決してなく、二度と戦争を起こさないこと、そして日本国民の命と平和な暮らしを守ること、これらが最も重要な政治責任であると書かれています。

しかし、この安保関連2法案は米国と自衛隊の軍事分配を決めた4月末の日米ガイドライン改定に基づき、いつでも、どこでも、米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使に至るまで、どんなときでも米軍を支援することを可能にするものです。2本の法案の名前に平和や安全をつけてごまかそうにも、法案の内容は明白に日本を海外で戦争する国につくりかえるものです。自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し、殺し殺されることが現実となります。

歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことをあっさりと踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条を破壊し、戦後日本のあり方を根底から覆すものと言わざるを得ません。

また、この二つの法案の抑止力は、米軍とともに戦争をする準備を強化することばかりです。外交で戦争を避ける仕組みをつくり、緊張を緩和する努力をすることこそ大事な抑止力となるのではないのでしょうか。

米国の要求で軍事力を強化すればするほど、相手も強化し、とめどない核軍拡競争に陥ります。しかも、この重大な法案を夏までには成立させるなどと米国政府と約束する暴挙など、決して許されるものではありません。

日本弁護士会は5月14日、安全保障法制改定法案に反対する会長声明を発表いたしました。そこでは、

本法案は徹底した恒久平和を定め、平和的生存権を保障した憲法前文及び第9条に違反し、平和国家としての日本の国のあり方を根底から覆すもので、また、これらの憲法の条項を法律で改定するものとして、立憲主義の基本理念に真っ向から反する。さらに、憲法改定手続を踏むことなく憲法の実質的改定をしようとするものとして、国民主権の基本原理に反すると述べています。

また、6月4日の衆議院憲法審査会では、与党から推薦された参考人も含めて、3名の憲法学者全員がこれらの法案は憲法違反だと表明し、その前日には憲法学者134名が連名で安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明を発表、賛同者は現在200名以上に達しています。

また、自民党元幹事長で防衛庁長官も務めた山崎拓氏は5月16日に放送されたTBSの番組「報道特集」で、法案は憲法9条に反し、戦争法案と言っても過言ではないと明言しています。

6月30日現在、7,647名もの憲法学者、研究者の方々が戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対するアピールを出しました。今、2法案に対しても、安倍政権の姿勢に対しても、国民の批判が日増しに高まっています。これら戦後最悪の2法案を今国会で通すなんてとんでもない、若者を戦場に送るなど連日国会に詰めかけ、集会やデモも全国的に行われています。

昨日の夜に国会前に総がかりな行動と連帯し、法衣姿の声が上がっていました。仏教やキリスト教のそのような宗教家らが宗教の宗派を超えて駆けつけ、法案反対の意思を示しています。

このように、国民の8割以上もが慎重審議の声を上げています。国民世論は、どの調査を見ても、違憲、反対が圧倒的に多数となっています。全国各地で、今国会で、国民にもっと慎重に審議をすることが必要ではないかと。このような廃案や慎重審議を求める運動が燎原の火のごとく広がっています。

しかし、安倍政権は今国会での成立を目指し、95日もの期間を延長し、なりふり構わぬ態度をあらわにして成立を図っています。

平和都市宣言を行っているいちき串木野の市議会

といたしましては、戦後70年の節目の今年、国の最高機関である国会が平和国家としての歩みをさらに進めることを求めます。よって皆様の御賛同をお願い申し上げまして、意見書案第2号に対しまして反対する立場からの討論といたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、西中間義徳議員の発言を許します。

[5番西中間義徳君登壇]

○5番（西中間義徳君） 私は、平和安全法制の2法案についての意見書案に賛成の立場で討論をします。

我が国を取り巻く安全保障環境が変化し、厳しさを増しています。核兵器や弾道ミサイルといえば、昔は一部の国だけのものでした。しかし、今やその技術は世界に拡散し、日本の近くでも脅威が現実化しつつあります。国際的なテロの脅威やサイバー攻撃など、リスクも深刻化しています。もはやどの国も1国のみで平和を守ることはできない事態になっています。

このような状況において日本を守るためには、まず徹底した対話による外交努力を重ねることは当然なことです。その上で、十分な備えを持つことが大切です。この備えこそ平和安全法制です。日本がいかなる危機的状況にも切れ目なく対応できることを広く示すことが備えになります。平時から有事に至るまで、すき間のない法整備をすることにより、抑止力が高まります。

昨年7月、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を明確にした新三要件が閣議決定され、現在、国会で審議されています。新三要件に該当する場合に新たに可能となる武力の行使は、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であり、他国防衛そのものを目的とする一般的な集団的自衛権の行使は認められていませんし、専守防衛の理念は今後とも顕示しています。このことは、憲法上に歯どめとして明確にしているというふうに思います。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対して、自衛隊派遣の3原則を盛り込んでおります。一つ、国際法上の正当性。二つ、国民の

理解と国会関与など民主主義統制。3、自衛隊員の安全確保です。日本が自衛隊を派遣できるのは、国連決議または関連する国連決議があることを絶対条件とし、さらに国会の例外なき事前承認をした場合のみとしました。

一昨日の衆議院平和安全法制特別委員会で参考人として立った静岡県立大学特任教授の小川和久氏は、今回の法整備によって軍備を増強し、戦争ができる国になっていくとの一部批判があるとの質問に、陸上自衛隊の部隊を旅団、師団規模で地球の裏側まで持って行って米軍と一緒に戦闘行為をさせることは物理的にできない。そういうことをやろうすると、どういう立場であろうとも憲法改正が必要になると述べ、こうした批判を否定しています。

今年は戦後70年の節目を迎えます。悲惨な戦争を二度と起こしてはならない。そのために対話による粘り強い外交とすき間のない法整備が必要であると思います。

議員の皆様の賛同が得られますようにと願い、賛成討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時17分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教育民生委員長から、意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし

て議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第3号

○議長（下迫田良信君） それでは、追加日程第1、意見書案第3号を議題といたします。

教育民生委員長の趣旨説明を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま議題とされました意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書について、趣旨説明を申し上げます。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、さらにはいじめや不登校等の課題もあります。義務教育費国庫負担制度の国負担割合の引き下げは、自治体財政を圧迫している現状にあります。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1. OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、少人数学級を推進すること。
2. 学校施設、教材、図書、安全対策など、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度を堅持し、国の教育予算を拡充すること。
3. 世帯収入の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないよう、国において奨学金制度の拡充を図ること。
4. 全国どこにいても教育の機会均等を保証する

ために、複式学級への予算拡充を図ること。

5. 財務省が求める教職員削減（案）に反対し、少人数指導を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提案いたします。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続

調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第20 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございます。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成27年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時25分

少人数学級の推進などの定数改善と2016年度政府予算に係わる意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。離島・山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題です。

こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請します。

記

1. OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、少人数学級を推進すること。
2. 学校施設、教材、図書、安全対策など教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度を堅持し、国の教育予算を拡充すること。
3. 世帯収入の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないよう、国において奨学金制度の拡充を図ること。
4. 全国どこにいても教育の機会均等を保証するために、複式学級への予算拡充を図ること。
5. 財務省が求める教職員削減（案）に反対し、少人数指導を充実すること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1、件 名 (平成26年度分)

陳情第5号 川内原子力発電所1、2号機再稼働に関する陳情

(平成27年度分)

陳情第5号 口永良部島の噴火に際し、川内原発の火山影響評価と火山モニタリング（監視活動）について、再稼働の前に説明会の開催を求める陳情

2、理 由 さらに十分審査のため

平成27年7月3日

総務委員会

委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 2. 行財政改革について
 3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について
 4. 企業誘致について

平成27年7月3日

総務委員会

委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成27年7月3日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成27年7月3日

産業建設委員会

委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成27年8月6日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成27年7月23日
平成27年8月20日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員